

第2節

日本の国際協力 (開発協力と地球規模の課題への取組)

総論

〈開発協力大綱とODAの戦略的活用〉

日本が1954年に政府開発援助（ODA）¹を開始してから60年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

一方、開発協力をめぐる国際情勢は大きな転換期にある。世界が直面する課題は多様化・複雑化し、グローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。さらに、昨今のODA以外の公的・民間資金や新興国による支援の役割の増大を踏まえ、先進国のみならず開発途上国を含む各国の知恵や行動、中央政府以外の多様な力（企業、地方自治体、NGOなど）を結集することが重要である。この新たな時代に、日本が平和国家としての歩みを堅持しつつ、開発協力を国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の一環と位置付け、ODAを戦略的に活用して開発課題や人権問題に対処していくことは、日本の国益の確保にとって不可欠となっている。こうした認識に基づき策定された開発協力大綱（2015年2月閣議決定）の下、先進国を含む国際社会全体の開発目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を着実に実施していく必要がある。ま

た、現地で国際協力に携わる日本人の安全を確保すべく、改めて万全の態勢を構築することが不可欠となっている。

日本にとって開発協力は外交政策の最も重要な手段の一つであり、中東やアフリカにおける難民等の課題への取組や災害など緊急時の人道支援から、開発途上国のインフラ整備・人材育成といった経済社会開発まで、国際社会の平和と安定及び繁栄のために積極的に貢献していく上で不可欠なものである。特に、2016年8月に安倍総理大臣が打ち出した「自由で開かれたインド太平洋戦略」では、海における法の支配の強化等に資する支援のほか、同地域の経済的繁栄のため、質の高いインフラ整備等を通じて連結性を強化することを重視している。質の高いインフラの整備に当たっては、2016年5月のG7伊勢志摩サミットで採択された「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」に含まれる、ライフサイクルコストから見た経済性や、被援助国の財政健全性との整合性等の諸要素に加え、インフラの開放性や透明性を確保し、これらの国際スタンダード化を目指すことが不可欠である。日本は、ODAも積極的に活用しながら質の高いインフラの整備を行う中で、引き続き国際社会の平和と繁栄に貢献していく。

また、開発途上国の発展を通じて日本経済の

¹ 日本の国際協力については、『開発協力白書 日本の国際協力』参照



第72回国連総会において質の高いインフラ投資推進に関するサイドイベントに出席する河野外務大臣（9月19日、米国・ニューヨーク）

活性化を図り、共に成長していくことも重要な国益である。「未来投資戦略2017」（2017年6月改訂）や「インフラシステム輸出戦略」（2016年5月改訂）でも言及されているとおり、日本の企業等の海外展開を一層推進していくため、ODAを戦略的に活用していく必要がある。

日本のこうした取組は国際社会からも高い評価と信頼を得ており、日本が世界の責任ある主要国として国際社会を主導し、日本の国益にかなった国際環境や国際秩序を確保していくためにも、今後とも継続・発展させていくことが重要である。

〈地球規模の課題への取組〉

グローバル化により、経済・社会が地球規模で劇的に発展する一方、多様な脅威が国境を越えて「人間の安全保障」を脅かしている。紛争・テロ、災害、気候変動などの地球環境問題、感染症を含む国際保健課題、人身取引・難民問題・労働問題、経済危機といった課題は、一国のみで対処できる問題ではなく、「人間の安全保障」を念頭に、国際社会が協力しなければならない。このような状況の下、2015年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、「仙台防災枠組」、「パリ協定」等、地球規模の諸課題に対する新しい枠組みが策定された。2017年、日本は、その実施を加速化させると

ともに、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）²フォーラム2017を通じて日本の取組を発信した（特集「UHCフォーラム2017」198ページ参照）。

2015年9月に採択された2030年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を実施するため、2016年5月に総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を内閣に設置し、同年12月にはSDGs達成に向けた日本の指針（SDGs実施指針）を決定した。2017年12月の第4回SDGs推進本部会合では、「SDGsアクションプラン2018」を発表し、日本政府が一体となって進める主要な取組を盛り込んだ。国外でも、2017年7月には持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）に岸田外務大臣が出席し、官民パートナーシップによるSDGsの取組やSDGsに関する国際協力を発信した（特集「持続可能な開発目標（SDGs）～多様なステークホルダーとの連携」196ページ参照）。

持続可能な開発の実現にとって不可欠である防災分野では、2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で「仙台防災枠組」が採択され、防災の主流化が着実に進んだ。2015年12月に国連総会で「世界津波の日（11月5日）」が制定されたことを受け、2017年は日本国内及び世界各地で「世界津波の日」の普及啓発イベントや津波防災避難訓練等を実施した。

保健分野では、開発協力大綱の課題別政策として、2015年9月に策定された「平和と健康のための基本方針」の下、世界の保健課題の取組に貢献した。2017年12月にはUHC推進のため、UHCフォーラム2017を東京で開催し、感染症等の公衆衛生危機にも資するUHC強化の重要性と同分野における日本のリーダーシップを国際社会に印象付けた。

気候変動分野については、2015年12月、フランスで開催された国連気候変動枠組条約第

² 全ての人が、基礎的保健サービスを必要となるときに負担可能な費用で享受できること

各論

1 開発協力（ODA等）

(1) ODAの現状

ア 2017年度開発協力重点方針

開発協力は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献し、日本の外交政策を推進していく上で、最も重要な手段の一つである。開発協力大綱に基づくとともに「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の外交政策や「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」等の方針も踏まえつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進するため、外務省は以下（ア）から（ウ）までを2017年度の重点と位置付け、様々な主体との連携の強化を図りつつ取り組んでいくこととしている。

(ア) 国際社会の平和・安定・繁栄のための環境整備及び普遍的価値の共有

「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、アジアとアフリカの連結性を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進するとともに、開発途上国によるテロ対策・治安状況の改善への協力等を通じて、海外で活躍する日本人の安全を確保する。「平和の持続」の考え方を踏まえ、人道支援と開発協力の連携を強化しつつ、平和構築、難民等の支援、暴力的過激主義対策等の協力を通じ、国際社会の平和と安定の実現に積極的に貢献する。また、法の支配などの普遍的価値を共有する国の取組を支え、海上保安能力の強化や法制度整備等の分野で協力を行う。

(イ) SDGs達成に向けたグローバルな課題への対処と「人間の安全保障」の推進

国際社会全体として取り組む目標であるSDGsの達成に向けた協力を戦略的に実施する。特に、国家戦略や計画の策定を支援するとともに、開発政策の立案・実施に携わる人材の育成を支援する。保健、女性（ジェンダー）、教育、防災・津波対策、気候変動・地球環境問題等の

分野での協力を推進する。

(ウ) 開発途上国と共に「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献

開発途上国の「質の高い成長」の実現に向けた協力を行い、その協力を通じて、開発途上国と共に日本も成長し、日本の地域活性化にも貢献する。特に、地方自治体や中小企業等の海外展開の支援や対外直接投資の環境整備を行うとともに、日本方式の普及を含め「質の高いインフラ」の展開を一層推進する。また、開発途上国の産業人材育成を支援するとともに、新規施策を通じ、日本の国内産業のイノベーションも促進する。

上記重点（ア）から（ウ）に取り組むに当たっては、二国間協力及び国際機関を通じた協力を有機的に連携させるとともに、日本の民間企業、地方自治体、大学・研究機関、非政府組織（NGO）・市民社会組織（CSO）等の参画を得た「日本の顔の見える協力」を推進する。また、開発途上国を支援することへの国民の理解を深めるための国内広報に努めるとともに、開発協力を通して、日本の魅力や取組を積極的に対外発信する。加えて、国際協力事業関係者の安全対策を強化する。

イ 国際協力事業関係者の安全対策

2016年7月にバングラデシュの首都ダッカで発生した襲撃テロ事件では、ODAに携わっていた7人の日本人の尊い命が奪われ、1人の日本人が負傷した。政府は、テロに屈することなく、開発途上国を支援し続けていく決意であるが、その一方で国際テロ情勢は厳しさを増している。現地で国際協力に携わる日本人の安全を確保すべく、改めて万全の態勢を構築することが不可欠となっている。

このような問題意識に立って、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を発足させ、多くの関係省庁の参加も得た5回の会合を経て、2016年8月末に国際協力事業関係者のための新たな安全対策を策定した最終報告を公表し

た。最終報告では、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応及び⑤外務省・国際協力機構（JICA）の危機管理意識の向上・態勢の在り方の五つの柱に沿って、外務省及びJICAが関係者と連携して取り組むべき安全対策を示した。

引き続き新たな安全対策を着実に実施し、国際協力事業関係者の安全を確保しながら、日本は責任ある大国として国際社会の平和と安定及び繁栄に積極的に貢献していく。

(2) 日本の開発協力実績と主な地域への取組

ア 日本のODA実績

2016年の日本のODA³実績は、支出総額ベースで対前年比11.8%増の約168億1,000万米ドルとなった。これは経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）加盟国中では、米国、ドイツ及び英国に次いで第4位である。また、国際比較において通常用いられている支出純額ベースでは対前年比13.2%増の約104億2,000万米ドルとなり、総額と同じく米国、ドイツ及び英国に次ぐ第4位である。なお、支出純額ベースでの対国民総所得（GNI）比は0.20%となり、DAC加盟国中第20位となっている。

イ 主な地域への取組

(ア) 東南・南西アジア

東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や「人間の安全保障」を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、同地域の発展に貢献してきた。

2016年の二国間ODA総額に占めるアジア地域の割合は52.3%に上り、その多くが東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国向け支援であ



ミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）の開業式。日本はSEZ運営会社への出資、周辺インフラ整備、関連法制度整備、行政機関運営、環境社会配慮等、多面的にSEZを支援（8月14日、ミャンマー 写真提供：MJTD社）

る。日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進に向けた努力を支援するとともに、域内連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。例えば、2015年11月の日・ASEAN首脳会議（マレーシア）で発表した、3年間で4万人の産業人材の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」の下、2017年3月までにASEANで熟練技術者、エンジニア、研究開発人材等3万人を超える人材育成を既に達成している。さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置し、地域安全保障上重要な同地域へは、巡視船艇や関連機材等の供与、人材育成等、ODAによる海上保安分野での支援を重視している。2017年11月の東アジア首脳会議（EAS）（フィリピン）では、「テロに屈しない強靱なアジア」に向けて、現下の状況を踏まえ、フィリピン南部及びスルー・セレバス海の治安改善のため包括的なアプローチによって2年間で150億円規模の支援を着実に実施することを表明した。そのほか、域内及び国内格差是正のための支援や防災、環境・気候変動、エネルギー分野等、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。

メコン地域においては、2016年7月の日・メコン外相会議（ラオス）で新たに立ち上げた

³ 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資等があるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは通常、金利と共に返済が行われている。

「日メコン連結性イニシアティブ」の下、域内の更なるインフラ整備、制度改善や周辺開発等を通じ、物理的連結性に加え、制度的・人的連結性の強化も含む「生きた連結性」の実現に向けた取組が進展している。また、2015年に3年間で7,500億円のODAによる支援を発表したが、2017年11月に開催された第9回日メコン首脳会議（フィリピン）では、そのうち既に3分の2以上が既に実施されたことを発表した。

日本は、こうした支援を通じて、2015年12月に設立されたASEAN共同体の強化を後押ししていく。

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であるとともに、インドを始め大きな経済的潜在力を有する国があり、輸出先・投資先として日本企業の関心が高まっている。一方、同地域は、依然としてインフラの未整備や貧困などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や「人間の安全保障」も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。

インドに関しては、9月に安倍総理大臣が訪印した際に、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道整備計画の起工式典及び円借款供与のための書簡の交換が行われたほか、両首脳間で日本の「自由で開かれたインド太平洋戦略」とインドの「アクトイースト政策」の連携の下、地域連結性の向上やインド北東部の開発での日印協力を進めていくことに合意した。

スリランカに関しては、4月のウィクラマシ

ンハ首相訪日の際に行われた首脳会談で、安倍総理大臣から、インド洋のハブとして同国の発展を全力で後押しすべく、「質の高いインフラ」を通じ、港湾や交通、エネルギー等のインフラ開発を進め、連結性の向上や国家開発を支援していくことを表明するとともに、上水道整備及び紛争影響地域等での基礎インフラ整備に係る円借款等の供与を決定した。

(イ) 中央アジア

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれている地政学的に重要な地域であり、その安定と発展は、日本を含むユーラシア地域全体の安定と発展でも重要である。日本は、中央アジアの「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、地域・国際の平和と安定に寄与する日本外交を掲げ、アフガニスタンやパキスタンなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のため、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう国造りを支援している。

5月、トルクメニスタンで開催された「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合共同声明の発出に際して、運輸・物流分野のこれまでの協力と今後の協力の方向性を打ち出した「運輸・物流協力イニシアティブ」を発表した。本イニシアティブに基づき、今後、道路改善・防災対策による輸送力と安全性の向上が期待される。このほか、民主化を進めるキルギスに対して供与した選挙関連機材が、2015年の議会選挙や2017年の大統領選挙で有効に活用された結果、選挙が大きな混乱もなく平和的に実施されるなど民主主義の定着にも貢献している。

(ウ) 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約210万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆米ドルの域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差や農村・山岳部の貧



インドでの高速鉄道起工式典に出席する安倍総理大臣とモディ首相（9月14日、インド・アーメダバード 写真提供：内閣広報室）



メキシコ地震で捜索・救助活動に従事する国際緊急援助隊・救助チーム
(写真提供：JICA)

困などの問題を抱えている国が少なくないため、日本は、各国の特殊性も勘案した上で、様々な協力を行っている。

また、中南米は、自然災害に対する脆弱性^{ぜいじやくせい}が高く、その克服のための取組が課題となっている。本年は、大地震に見舞われたメキシコへの国際緊急援助隊の派遣や、ハリケーンにより甚大な被害を受けたカリブ諸国への緊急援助物資の供与等を行った。

防災分野は引き続き対中南米協力の重要分野であり、災害時に役立てられる機材の供与や「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」を始めとする災害対応能力強化のための技術協力を継続的に実施している。加えて、減災対策の観点から、ボリビア、ホンジュラス、ハイチ、セントルシア等における無償資金協力を通じた災害に強靱^{きょうじん}なインフラ整備を行っている。環境・気候変動分野では、ドル建て借款の第1号案件として、ジャマイカにおける省エネルギー推進への協力を決定した。

中南米では、各国が抱える開発課題に即した協力が重要である。2016年の安倍総理大臣の訪問時に本格的な無償資金協力の開始を表明したキューバに対しては、同国の優先課題である農業分野に対して新たな協力を行ってきている。また、2016年に和平合意に達したコロンビアに対しては、地雷除去のための無償資金協力を決定した。

(工) 中東

地政学的要衝にあり、エネルギー安全保障上も重要である中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のみならず世界の安定においても重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向け積極的に支援してきた。

日本は、2016年5月のG7伊勢志摩サミットの機会に、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、3年間で、約2万人の人材育成を含む総額約60億米ドルの支援の実施を表明した。また、将来のシリア復興を担う人材育成の観点から、5年間で最大150人のシリア人留学生を受け入れることを発表した。2017年には、これらを着実に実施した。

9月に河野外務大臣が中東諸国を訪問した際にカイロ（エジプト）で行われた第1回日・アラブ政治対話では、①知的・人的貢献、②「人」への投資、③息の長い取組及び④政治的取組の強化、という「河野四箇条」の下、(A)「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ、(B) シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MFO）への更なる貢献、(C) 教育・人材育成分野での協力拡大、(D) 政治的取組の強化及び (E) 難民、人道・安定化に関する新たな支援、の五つの新たなイニシアティブを表明した。その中で、シリア・イラク及びその周辺国支援の人道危機に対し、地域の更なる不安定化を防ぐため、新たに約2,500万米ドル規模の支援を発表した。また、「人」への投資につき、河野外務大臣はエジプトで、「エジプト・日本教育パートナーシップ」に基づく教育分野での協力を進展させ、エジプト政府が進める日本式教育のための円借款及びエジプト・日本科学技術大学（E-JUST）での教育・研究機材供与のための無償資金協力を実施する方針を伝えた。

12月には、河野外務大臣は、第13回マナーマ対話に出席し、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」等との戦いの影響を受けた国々での支援を継続するとして、シリア国内及び周辺国について新たに約2,100万米ドルの人道支



エジプト日本科学技術大学（E-JUST）で、学生指導を行う日本人専門家（写真提供：JICA）

援の実施を発表した。これにより、2017年におけるシリア国内で支援を必要とする全てのシリアの人々に対する支援は1億米ドルを超え、同年のシリア・イラク及びその周辺国支援は、総額3億2,000万米ドルに達している。

また、同月、河野外務大臣は中東諸国を歴訪し、パレスチナでジェリコ農産加工団地（JAIP）のフェーズ2キックオフを記念する式典でスピーチを行い、「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップを宣言した。ICT分野や物流円滑化等への支援に取り組んでいくとともに、約4,000万米ドルの新たなパレスチナ支援を実施していく考えを明らかにした。

（オ） アフリカ

アフリカは、豊富な天然資源と急増する人口を背景に高い経済成長を遂げ、潜在的市場として国際社会の注目と期待を集めている。日本は、1993年以来、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて、アフリカ諸国及び支援国・組織と共にアフリカの開発課題に取り組み、その経済成長の実現に向け支援してきた。TICADプロセスは、日・アフリカ関係を一層強化するものであり、アフリカ諸国の自主性を尊重しアフリカの更なる発展を議論する場として、アフリカ諸国から高く評価されている。2016年8月には、ケニア・ナイロビで、アフリカで初めてとなるTICAD VIが開催され、①経済の多角化・産業化、②強^{きょうじん}靱な保健システム促進及び③社会の安定化の三つの優先分野を柱とする「ナイロビ宣言」が採択された。同会

議で共同議長を務めた安倍総理大臣は、基調演説の中で、2016年から2018年までの3年間に、日本の強みである質の高さをいかした約1,000万人の人材育成を始め、ナイロビ宣言の三つの優先分野に沿って、官民総額300億米ドル規模のアフリカの未来への投資を行うことを表明し、2017年はこれらを着実に実施した。8月には、モザンビークの首都マプトにおいて、TICAD閣僚会合が開催された。共同議長として出席した河野外務大臣は、TICAD V及びTICAD VIでのコミットメントに沿った日本の取組の進捗を発表した。

また、要人往来の機会も活用して、TICADプロセスの取組を推進しており、12月のラジャオナリマンピアニナ・マダガスカル大統領訪日の際には、TICAD VIの優先分野である食料安全保障や安全な水について、また、同月のサル・セネガル大統領の訪日の際には、保健、インフラ分野及び食料安全保障について、それぞれ協力強化に合意した。

2019年に横浜で開催予定のTICAD7に向けて、日本は今後も、民間投資を巻き込んだ経済成長、開発、社会的安定促進等の分野で、日本の強みをいかした支援を着実に実行するとともに、日本とアフリカ諸国との互恵的関係を構築し、官民が連携してアフリカの「質の高い成長」実現に貢献していく。

（3） 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成することにより、透明性の向上に努めている。ODA実施の事前調査の段階では、公開する形で、開発協力適正会議を開催し、外部の有識者との間で検討を行った上で調査の要否を決定している。さらに、案件の実施後には、JICAは2億円以上の全ての案件について事後評価の結果をホームページ上で公表しており、10億円以上の案件については第三者による事後評価も行っている。また、外務省が実施する無償資金協力についても、2億円以上の案件については

内部評価を実施の上、その結果を公表し、10億円以上の案件については第三者による評価を行う事後評価制度を2017年度から導入した。こうした事後評価で指摘された事項は、次のODAの案件形成にいかしている。

1 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省及びJICAは相手国のニーズを踏まえて、国ごとに協力の重点分野を設定し、各枠組みの垣根を越えてそれらの分野に資する案件を形成している。例えば、ミャンマーではGDPの約3割を農業セクターが占めているため、農業の開発は国民の生活を向上させる上で、極めて重要である。そのような観点から、日本は、技術協力として、優良種子の増殖普及を行う体制を広めるため、2017年10月から専門家を派遣している。また、11月にはミャンマーの農家の所得向上を図るため、^{かんがい}灌漑施設の改修や農村道路・橋の改修、約2,000ヘクタールに及ぶ田畑の整備、種子センターの開設等に円借款で融資することを決定した。このように複数の支援スキームを組み合わせることで農作物のバリューチェーン全体の効率化を図る取組を実施している。

また、日本は効果的なODA実施に関する国際的な枠組み作りにも貢献している。国際社会が一丸となって開発途上国への開発協力の効果向上に取り組むことを目的に、先進国や開発途上国のみならず市民社会や民間セクターなど様々な開発主体が参加する枠組みとして「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC)」があり、日本は2015年9月から同パートナーシップの運営委員を務めている。2016年11月に開催されたGPEDC第2回ハイレベル会合やその他の関連フォーラムで、日本は質の高いインフラ投資や三角協力などの効果的な開発協力の取組を発信し、他の参加者から、こうした日本の取組を評価する声が

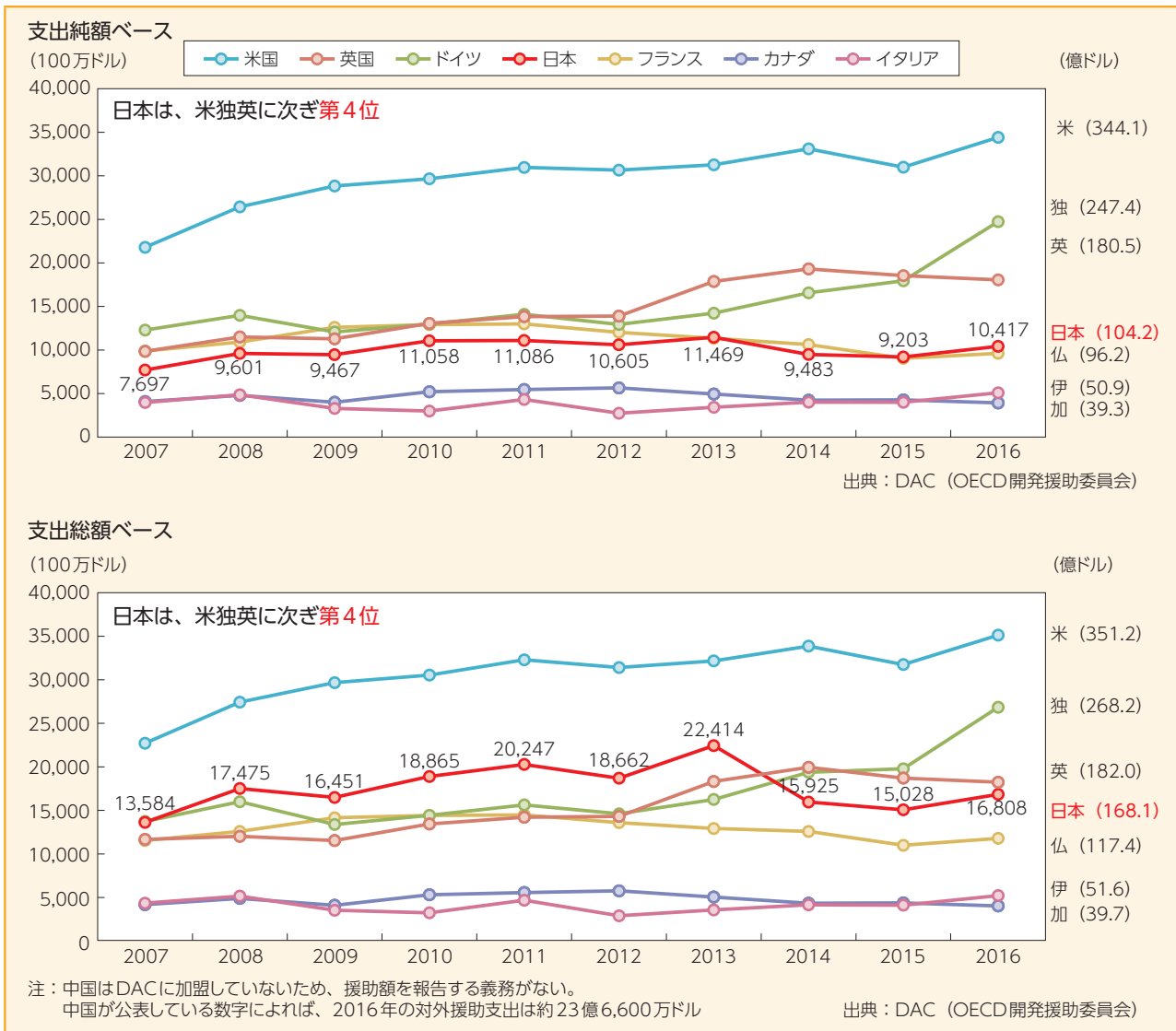
挙がった。

2 開発協力情報公開の推進と質の向上に向けた取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信と開発協力の質の向上を通じて国民の理解促進に努めている。具体的には、東京のお台場で開催した日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN2017」（9月30日及び10月1日）や、大阪市で開催した「ワン・ワールド・フェスティバル」（2月）等の国民参加型イベントのみならず、テレビ広報番組（特別番組「宇宙船オリエンタルの地球スマイル探査隊」及びミニ番組「MA-SAの発見★スマイルアース」）を放映し、開発途上国の現場取材に基づき、日本が世界各地で行っている国際協力活動の具体例や日本にとっての開発協力の意義等を分かりやすく紹介するなど、幅広い層の人々に届くことを目指す広報を実施した。また、引き続きODAホームページを通じた開発協力に関する情報発信にも取り組んでいる。さらに、開発協力大綱では海外広報にも積極的に取り組むとしたことを踏まえ、現地の報道機関による日本の開発協力の現場視察を企画し、現地の報道でも日本の協力が取り上げられる機会を作るよう努めるとともに、英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

ODAの質を高めるためには、ODAを評価し、評価結果から得られた提言や教訓を次の政策立案や事業実施にいかしていく必要がある。外務省は、主に外部有識者による政策・プログラムレベルの評価を実施しており、その評価結果を関係者間で共有し、活用している。また、JICAは、事業の透明性を高める観点から、JICA事業についてJICAホームページ上の「ODA 見える化サイト」で、案件の現状や成果などを公表している。同サイトには、2017年12月末時点で、合計3,957件の案件が掲載されている。

▶ 主要国におけるODA実績の推移



2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げている。

日本は、国際社会の議論が本格化する前から、2030アジェンダの議論や交渉に一貫して積極的に貢献してきた。まず、SDGs実施に向

けた基盤整備として、日本は内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGsの実施に向けた日本の指針となるSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する8つの優先課題を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、NGO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議をこれまで4回開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組等につき、意見交換を行っている。国際協力の面では、例えば7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)では、次世代に着目し、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億米ドル規模の支援を行うと表明した。



SDGs全17ゴールのロゴ（出典：国連広報センター）

12月の第4回SDGs推進本部会合では、外務省のみならず関係府省庁のSDGsに向けた主要な取組を「SDGsアクションプラン2018」として発表した。同アクションプランでは、日本の「SDGsモデル」を発信すべく官民を挙げたSDGsと連動する「Society5.0」の推進、SDGsを原動力とした地方創生及びSDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメントをモデルの基本的方向性として掲げた。同時に、SDGsに向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する「ジャパンSDGsアワード」第1回表彰式を実施した。2018年は、日本政府が一体となって、SDGsの取組を一層具体化・拡充するとともに、官民の好事例を共有することで、国内での更なるSDGs実施推進につなげていく。

ア 「人間の安全保障」

「人間の安全保障」とは、一人ひとりを保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会造りを進める考え方である。日本は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つと位置付け、国連などでの議論や、日本のイニシアティブにより国連に設置された「人間の安全保障基金」の活用、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。2030アジェンダも、「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念に基づくものとなっており、「人間の安全保障」の考え方を中核に据えている。



第4回SDGs推進本部会合の様子（12月26日、東京 写真提供：内閣広報室）

イ 防災分野の取組

防災分野については、毎年世界で2億人が被災（犠牲者の9割が開発途上国の市民）し、自然災害による経済的損失は年平均2,500から3,000億米ドルに及ぶ。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うことを表明するなど、防災分野での協力を積極的に進めている。

さらに、日本が提案し2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、2016年、日本は、世界各地で津波に関する啓発のための各種会議や避難訓練等を主導し、同年11月には高知県黒潮町で「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」を開催した。このサミットでは、防災の経験と教訓を未来世代である若者に引き継いでいくことを目的として、津波の影響を受けやすい国々の高校生を日本に招へいし、日本の高校生と共に日本の津波の歴史や各国における防災・減災の取組などを学習した。2017年は11月7日及び8日に第2回目となる「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」を

特集

持続可能な開発目標 (SDGs) ～多様なステークホルダーとの連携～



SDGs推進本部長賞受賞の様子（12月26日、東京・総理大臣官邸 写真提供：内閣広報室）

持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年の国連サミットにて全会一致で採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。日本は、SDGsの実施を通じた「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現のため、広範なステークホルダーの叢智^{えいち}を結集させながら、国内外の取組を積極的に推進しています。今回の特集では、2017年のSDGsに関する具体的な取組事例を御紹介します。

SDGsを推進する上で、国民の認知度向上を図ることは非常に重要です。政府は2017年6月のSDGs推進本部会合で、SDGsの幅広い訴求を目的として、SDGs達成に資する優れた取組を行っている日本の企業・団体等を表彰する「ジャパンSDGsアワード」の創設を決定しました。受賞者は、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議構成員から成る選考委員会の意見を踏まえて決定されました。12月に行われた第1回目の表彰式では、多数の応募の中から北海道下川町がSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞を受賞しました。

また、著名なエンターテイナーであるピコ太郎氏との連携によるSDGsの普及啓発も推進しています。2017年7月に開催された、SDGsの国際的なフォローアップの場である国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）（於：ニューヨーク）で岸田外務大臣は、日本のSDGsに関するアプローチとして「官民パートナーシップ（Public Private Action for Partnership：PPAP）」を提唱しました。同じく「PPAP」のキーワードを掲げるパフォーマンスで世界的に有名なピコ太郎氏が、HLPFの日本政府主催レセプションにてパフォーマンスを披露し、幅広い国内外のメディアに報道されるなど、大きな反響を呼びました。



HLPFでの日本政府主催レセプションでパフォーマンスをするピコ太郎氏（7月17日、米国・ニューヨーク）

こうした取組を踏まえて、SDGsの更なる関心喚起のため、本年9月に行われた「グローバルフェスタ・ジャパン 2017」では、ピコ太郎氏をSDGs推進大使に任命しました。このような幅広いステークホルダーを巻き込んだ取組により、SDGsへの認識は着実に高まっています。また同月、日本証券業協会がSDGsに関する懇談会を立ち上げました。さらに、11月上旬には、経団連が、企業が守るべき行動指針を記した「企業行動憲章」を7年ぶりに改定し、Society5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱に掲げました。民間企業が、CSR（企業の社会的責任）を超えて本業として取り組む動きが加速しているなか、政府としても、企業への具体的な支援策等を通じて、こうした動きを後押ししていきます。

SDGsは、政府だけでは達成することはできません。全てのアクターがSDGsを「自分ごと」として捉える必要があります。政府としても日本を、世界を元気にすべく、今後も率先して取り組んでいきます。

沖縄県宜野湾市で開催した。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

ウ 教育分野の取組

教育分野では、2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のタイミングに合わせて、日本の教育協力分野の新たな戦略となる「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。新戦略では、基本原則として、「包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力」、「産業・科学技術人材育成と持続可能な社会開発のための教育協力」及び「国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大」を掲げており、同戦略の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。また、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）などの教育支援関連会合にも積極的に参加している。

エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国の農業・農村開発を支援している。2016年4月にはG7新潟農業大臣会合を開催し、世界の食料安全保障の強化に向けた「新潟宣言」を採択・発出した。

オ 水分野の取組

日本は、1990年代から継続して水分野でのトップドナーであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、水分野のグローバルな課題に取り組んでいる。

(2) 国際保健

人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、「人間の安全保障」に直結する国際社会の共通の課題である。日本は「人間の安全保障」を提唱し、それを「積極的平和主義」の基礎とするとともに各種の取組を推進してきており、保健を

その中心的な要素と考えている。日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっている。日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指している。

このような理念の下、日本はこれまで多くの国や、世界保健機関（WHO）、世界銀行、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス（Gavi）、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）といった様々な援助機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。

2015年に策定された開発協力大綱の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」に基づき、日本は全ての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を確保するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を念頭に、指導力を発揮し、議論を主導した。

9月の国連総会では、UHC推進のためのイベントを主催した。同イベントで安倍総理大臣は、持続可能な開発目標（SDGs）で国際的な目標と位置付けられたUHCの達成は、保健課題への対応のみならず、人々の生活の基盤形成や格差の是正につながり、SDGsの多くの目標を達成する上で非常に重要な役割を担うと述べ、国際保健分野を牽引するリーダーたちとUHCの重要性を再確認した。12月に東京で開催されたUHCフォーラム2017には、グテーレス国連事務総長のほか、各国元首、保健大臣、国際機関の長等多数の関係者が参加した。同フォーラムで安倍総理大臣は、UHC推進を加速するために、UHC推進のモメンタム強化、政府・ドナー間の連携促進、継続的なモニタリング、国内外の資金動員、イノベーション促進が重要であると強調した上で、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、今後29億米ドル規模の支援を行うことを表明した。また、人々の健康の基盤となる栄養分野の取組促進のため、2020年に栄養サミットを開催することを発表した（特集「UHCフォーラム2017」198ページ参照）。

特集

UHCフォーラム2017

「すべての人に健康を (Health for All)」、その理念を実現するのは容易ではありません。最新のデータによれば、世界の人口の少なくとも半数がいまだに必要な保健サービスへアクセスすることができておらず、その状況を改善するために、国際社会はより積極的な活動を行う必要があります。

日本は、国民皆保険制度を始めとする知見をいかし、国際保健分野で主導的役割を果たしてきました。安倍総理大臣は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) をジャパブランドとして推進し続けており、G7やTICAD、国連総会の機会でも積極的に取り上げています。

その中で、UHCを更に促進すべく、2017年12月13日及び14日、「UHCフォーラム2017」が東京で開催されました。このフォーラムは、外務省、財務省、厚生労働省、世界銀行、世界保健機関 (WHO)、国連児童基金 (UNICEF)、UHC2030及び国際協力機構 (JICA) が共催し、61か国から約600人が参加しました。

このフォーラムでは、安倍総理大臣を始め、各国の元首・保健大臣を始めとする政府高官、グテーレス国連事務総長、キム世界銀行総裁、テドロスWHO事務局長、レークUNICEF事務局長を始めとする国際機関等の代表、国際保健の専門家が一堂に会し、国際的なUHC推進に向けて活発な議論が交わされ、2030年までにUHCを達成すべく取組を加速させるためのコミットメントとして、会議共催者による「UHC東京宣言」を採択しました。

安倍総理大臣は、「誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念を実現する上で、UHC推進の「プラットフォーム」を構築、強化することを提言し、UHCの基盤となる水・衛生、栄養などの分野横断的な取組の重要性を強調した上で、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本が今後29億米ドル規模の支援を行うことを表明しました。

また、専門家会合も行われ、世界のUHC及び公衆衛生危機対応への進捗状況や、UHCに関する国際的な各種イニシアティブが紹介されました。テーマ別分科会では、UHCの重要な課題である保

健システム・保健人材の強化、UHCのファイナンス、医薬品アクセス、高齢化社会の保健ニーズなどについて、活発な意見交換が行われました。

2019年には国連UHCハイレベル会合が開催される予定であり、今後も日本は各国・各機関などと協力し、UHCを促進していきます。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage : UHC)
「全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられること。」

※2017年の国連総会で12月12日を国際UHCデーと制定しました。



ハイレベルオープニングセッション
(12月14日、東京 写真提供：内閣広報室)

(3) 労働

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備等を図り、国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎える国際労働機関（ILO）でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での開発協力に取り組んでいる。2017年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労使団体のネットワークへの支援を通じ、アジア・太平洋地域の開発途上国に対し、社会保障、能力開発、労働安全衛生等の労働法令の整備や実施体制の改善のための技術協力等を行った。

また、5月には、ライダーILO事務局長が4年ぶりに訪日し、安倍総理大臣及び岸田外務大臣を表敬するとともに、同事務局長と塩崎恭久厚生労働大臣が協力覚書に署名し日本とILOの協力強化を確認した。

(4) 環境問題・気候変動

ア 地球環境問題

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が国際的により一層認識されている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関等における交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。12月にナイロビ（ケニア）で開催された第3回国連環境総会（UNEA3）においても、環境分野における国際協力の一層の進展を図るための議論が行われた。

(ア) 生物多様性の保全

「生物多様性条約」の下にある「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」及び「バイオセーフティ

に関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、日本は、それぞれ5月及び12月に締結した。これらの議定書を着実に実施することも含め、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた国際的な協力を一層推進していく。

近年、ゾウやサイを始めとする野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。そのような中、9月、国連総会において今回で3年連続となる野生動植物違法取引対策に関する決議が採択され、これまでと同様に日本は共同提案国として参加した。

11月、リマ（ペルー）での国際熱帯木材機関（ITTO）第53回理事会において、持続可能な森林経営の促進に向けた議論が行われた。

(イ) 化学物質・有害廃棄物の国際管理

8月、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するための包括的な規制を定める「水銀に関する水俣条約」が発効し、9月、締約国のうち日本を含む68か国の出席の下、第1回締約国会議がスイス・ジュネーブで開催された。日本は、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策を推進すべく、引き続きリーダーシップを発揮していくと表明した。

11月、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第11回締約国会議及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第29回締約国会合の合同会合がモントリオール（カナダ）で開催された。これらの会合では、前年、規制対象物質にハイドロフルオロカーボン（HFC）を追加する議定書が採択されたことも踏まえ、オゾン層を破壊する物質等の生産・消費規制の実施に関する議論が行われた。

(ウ) 海洋環境の保全

6月、ニューヨークの国連本部で「SDG14実施支援国連会議」が開催され、海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用に焦点を当てた取組の推進について議論が行われた。日本は、海洋

ごみや海洋酸性化に係る対策、太平洋・島サミット（PALM）や小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議などに対する協力を発信し、SDG14の達成に向け引き続き貢献していく姿勢を表明した。

7月、G20ハンブルク・サミット（ドイツ）では、「G20資源効率性対話」及び「G20海洋ゴミ行動計画」の二つのイニシアティブの立ち上げが宣言された。

9月、廃棄物の海洋投棄等を規制する「ロンドン議定書」第12回締約国会議が開催され、戦略計画の実施・運用計画案が採択された。

12月、富山で、日本海及び黄海の海洋環境保全について日本・中国・韓国・ロシアが協力する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の第22回政府間会合が開催され、2018年から2023年までのNOWPAPの「中期戦略」、「海洋ごみ地域行動計画」等について合意された。

1 気候変動

(ア) パリ協定と国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年のCOP3で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2011年の「ダーバン合意」⁴を始めとする数年にわたる精力的な交渉の結果、2015年12月、パリで開催されたCOP21で、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みである「パリ協定」が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む170か国以上の国が締結している（2017年12月時点）。2017年6月、米国はパリ協定から脱退する意向を表明したが、引き続きCOP等の気候変動交渉には参加している。

2017年11月にフィジーが議長国を務め、ボン（ドイツ）で開催されたCOP23では、前年のCOP22で決定された2018年のCOP24

での策定期限に向け、パリ協定の実施指針に関する議論を進展させることに焦点が当たる形で議論が行われた。日本はCOP23において、①パリ協定の実施指針に関する議論の推進、②2018年に実施が予定されている、温室効果ガスの削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討するための促進的対話（「タラノア対話」）のデザインの完成及び③グローバルな気候行動の推進の三つの成果を目指して交渉に参加し、それらの目標をおおむね達成することができた。議論の中では、一部開発途上国から、先進国と途上国の取組に差を設けるべきとするパリ協定採択以前の主張がなされるなどパリ協定における合意事項を逸脱する動きや、全ての議題を均等に扱おうとする動きがあった。日本はほかの先進国と共に、全ての国の取組を促進する指針を策定する必要がある、先進国と途上国とを二分化した指針とすべきではないこと等を主張したが、依然として一部開発途上国とその他の国で明確な主張の違いがある。そのため、2018年のCOP24における指針の採択に向けて、パリ協定における合意事項に沿ってどのように建設的に実施指針をまとめていくかが課題となる。日本は議長国のフィジーに対して、COP準備段階からアジア太平洋地域におけるCOP23準備ワークショップの開催等様々な支援を行うなど、交渉及びグローバルな気候行動の推進の両面からサポートを行い、COP23の成功に貢献した。日本は来るCOP24での議論、パリ協定の実施指針の策定も含め、今後ともパリ協定を更に実効的なものにするために、関係国と緊密に連携しながら、関連交渉に積極的に取り組んでいく。

(イ) 開発途上国支援に関する取組

多くの開発途上国は、自国の資金と実施能力だけでは十分な気候変動対策を実施できないことから、日本を含む先進国は開発途上国に対して積極的な支援を行ってきている。こうした観点から、開発途上国の温室効果ガス削減と気候

4 ①2015年までに全ての国が参加する新たな法的枠組みに合意し、②枠組みを2020年から発効させる等がその内容。COP17において決定された。

変動の影響への適応を支援する多国間基金である緑の気候基金（GCF）も重要な役割を果たしている。日本は、2015年に成立した「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」に基づき資金を拠出しているほか、GCF理事国として支援案件の選定を含む基金の運営に積極的に参画している。2017年12月までに54件の支援案件がGCF理事会で承認された。

（ウ）二国間オフセット・クレジット制度（JCM）

JCMは、開発途上国への優れた低炭素技術等の普及や対策の実施を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、温室効果ガス排出削減・吸収に対する日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。日本は、2017年12月時点で17か国とJCMを構築しており、120件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。2017年も、モンゴル及びベトナムのJCMプロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。

（エ）日本による気候変動と脆弱性^{ぜいじゃくせい}リスクに関する取組

気候変動が各国の経済・社会の安定に影響を及ぼし得るとの見方は近年強まっており、紛争や平和構築といった安全保障上への影響についての関心も高まりを見せている。このような背景の下、G7外相会合や作業部会において議論が続けられてきた、気候変動の脆弱性^{ぜいじゃくせい}リスクに関する取組として、2017年1月にG7各国関係者や内外の専門家等を招いた円卓セミナーを開催した。その後、国内外の様々な専門家から得られた示唆等を基に、同テーマに係る報告書、「気候変動に伴うアジア・太平洋地域における自然災害の分析と脆弱性への影響を踏まえた外交政策の分析・立案」をまとめ、9月に公表した。同報告書の内容と行われた成果については、10月にイタリアで行われたG7気候変動と脆弱性作業部会で日本の貢献として提出しているほか、9月のフィジーにおけるCOP準備ワークショップで参加した大洋州諸国に対し

て紹介するとともに、COP23の日本パビリオンにおけるサイドイベントでも発表し、いずれの出席者からも好意的な評価が得られている。

（5）北極・南極

ア 北極

（ア）急速に変化する北極環境と日本の対応

地球温暖化による北極環境の急速な変化（海水、永久凍土、氷床・氷河の融解等）は、この地域で生活する先住民を始めとする北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海水の減少に伴い利用可能な海域が拡大し、北極海航路の利活用、鉱物・生物資源の開発といった新たな可能性と経済活動に対する関心が高まっている。

このような環境において、北極の環境を保全しつつ持続的な発展が可能となる適切な経済活動の在り方についての議論が行われている。また、北極における領有権問題や海洋境界画定問題における法の支配に基づく対応を確保すべく、北極評議会（AC）や国際海事機関（IMO）を始めとする国際場裏で、国際的なルール作りに関する議論も行われている。

北極に対する国際社会の関心の高まりを踏まえ、また、より具体的な取組の方針を明確にするために、2015年10月、日本は包括的な北極政策として初めて「我が国の北極政策」を策定し、日本の目指す姿を明らかにした。

（イ）北極問題に対する日本の国際的取組

これに基づき、日本は、特に強みである科学技術をいかして、北極をめぐる課題への対応で国際社会に貢献している。

a 研究開発

グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究を推進するため、2015年度に北極域研究推進プロジェクト（ArCS）を立ち上げ、北極域での国際共同研究やステークホルダーとの連携体制を継続して強化している。また、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド（デンマーク）の北極域の研究・観測拠点

で研究や人材育成のための国際連携を推進している。

b 国際協力

井出敬二北極担当大使は、2013年に日本がオブザーバー資格を取得したACの高級北極実務者（SAO）会合を始め、ロシア、アイスランド、フィンランド及びデンマークで開催された北極に関連する国際会議に出席し、北極問題に対する日本の取組や考えを積極的に発信したほか、北極圏を含む関係国と北極に関する意見交換を行った。また、日本の研究者は、特定のテーマについて専門的に議論するACの作業部会で、日本の北極域研究の成果を発信するとともに、北極を取り巻く諸課題の解決に向けて、各国の研究者と協働している。

6月、日本は、2015年の第6回日中韓サミットで立ち上げられた北極に関する日中韓ハイレベル対話の第2回会合を東京で開催した。3か国の北極担当大使及び北極担当特別代表の出席の下、ルールを基礎とした海洋秩序に基づき協力を維持することの重要性、北極に関する科学研究の分野における3か国の協力案件に言及した共同声明を採択した。



第2回北極に関する日中韓ハイレベル対話（6月8日、東京）

c 持続的な利用

北極海航路の将来の可能性を見据えて国際社会の関心が高まる中、日本も同航路の安定的な利用とそのための環境整備、船舶による海洋環境への影響や航行安全の確保に関し、ACを始めとする国際的な議論に参加し、国際連携の重要性を発信している。

イ 南極

(ア) 南極条約

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力及び③領土主権・請求権の凍結を定めている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月22日から6月1日にかけて北京（中国）で開催された第40回南極条約協議国会議（ATCM40）では、南極における観光及び非政府機関の活動等について活発な議論が行われ、緊急事態対処等に関するガイドラインの改訂、新規に協議国の資格を申請する際の手続及びガイドラインが作成された。また、本年度で任期を終了するラインケ事務局長（ドイツ出身）の後任として、ルベラス氏（ウルグアイ出身）が次期事務局長に選出された（ルベラス氏は9月に着任）。

(ウ) 日本の南極観測

南極地域観測第9期6か年計画（2016年から2021年まで）に基づき、現在、地球システムや地球環境変動の解明及び将来予測を目指し、長期にわたり継続的に実施する観測に加え、大型大気レーダーによる観測を始めとした各種研究観測を実施している。

3 科学技術外交

きしてあるお

岸輝雄外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、各種外交政策の企画・立案での科学技術の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。また、内外の科学技術分

野の関係者との連携強化を図りながら、日本の科学技術外交についての対外発信にも取り組んでいる。

2017年には、外務大臣科学技術顧問を座長とする「科学技術外交推進会議」及びスタディ・グループ会合を開催し、SDGsの実施や北極外交に資する科学技術の活用に関する討議を行った。

その結果、5月には、科学技術外交推進会議の下でSDGs実施に向けた「未来への提言」を取りまとめ、岸外務大臣科学技術顧問から岸田外務大臣に提出した。この提言は、日本外交が①イノベーションを通じて「変える、変わる」未来像を提示し、②地球規模の科学的データを用いながら課題を「捉えて、解き」、③そのために異なるセクターや国・地域を「結び、つなげ」、④取組を支える人材を「育てる」という四つのアクションを柱として、SDGs実施を積極的に先導する役割を果たすべきであるとしている。

8月には、白石⁵ 隆 科学技術外交推進会議委員を座長とする作業部会により、「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」と題する報告書が作成・公表された。この報告書では、顧問を通じた外交への科学的助言体制の構築は、日本外交に新たな特色を創出しており、今後も顧問制度を継続し、科学技術外交の取組を推進していくべきとの結論が示された。

また、同顧問は、日本の優れた科学技術力について発信力を高めるべく、内閣府と外務省の連携による科学技術イノベーションの対外発信事業⁵を諸外国⁶で実施し、今後の連携可能性等について相手国の関係機関・研究者らと議論した。

さらに、同顧問は米国、英国、ニュージーランド等の各政府の科学技術顧問と共に各種国際会議に出席し意見交換を行う等してネットワーク構築・強化に努めるとともに、各国顧問と共著論文を発表した。このほか、国内外での各種



「科学技術外交推進会議」第4回会合に出席する園浦外務副大臣（4月27日、東京）



欧州合同原子核研究機関（CERN）を訪問する岸外務大臣科学技術顧問（9月14日、スイス・ジュネーブ）

フォーラム等で、日本の科学技術外交の取組について広く発信している。また、外務省内の知見向上のため、科学技術外交セミナーも定期的に開催している。

日本は32の科学技術協力協定を締結しており、これらは現在、46か国及びEUとの間で適用され⁷、協定に基づき定期的に合同委員会を開催して政府間対話を行っている。2017年は、インド、フランス、イタリア、スロベニア、EU、南アフリカ及びブルガリアとの間でそれぞれ合同委員会を開催し、関係省庁等も出席の下、多様な分野における協力の現状、今後の方向性などを協議し、科学技術交流の促進に寄与した。ブルガリアとは19年ぶりの開催となった。

5 将来の国際協力や日本の研究開発成果の国際展開の布石とするため、内閣府（総合科学技術・イノベーション会議）が司令塔機能を発揮し、省庁・分野横断的な11の課題において産学連携により基礎研究から実用化・事業化までを見据えて一貫通貫で研究開発を促進する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」について、外務省（在外公館）との連携により、諸外国に向けて紹介する事業（通称「SIPキャラバン」）

6 2017年3月にインドネシア、同6月にフィリピン及びタイ、同9月にオランダで実施

7 日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン及びタジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロが各々異なる年月日に承継

多国間協力では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する国際科学技術センター（ISTC）の理事国として、米国及びEU

と協力し、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、国際熱核融合実験炉（ITER）計画に参画している。

コラム

STI for SDGs：科学技術イノベーションの「橋を架ける力」

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）顧問 中村 道治

私は長年、日本の製造業に身を置き、研究開発の立場から科学技術イノベーション（STI）に関わってきました。ものづくりの役割は、科学的な発見を実社会のニーズに合わせて製品という形にし、世の中をより良くするのに役立つものといえます。

2030年に向けた国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、その実現のためにSTIの活用に期待を寄せ、国際協力を進めるためのメカニズムを設けています。科学技術立国を自認してきた日本はこのために何をなすべきでしょう。この点につき科学技術外交推進会議で提言を行うため、そのまとめ役を引き受けることとなりました。

提言づくりに向け、SDGsは人類が抱える様々な課題を包括的、かつ包摂的に解決しようとしていることから、海洋、宇宙、基礎科学、アカデミア、産業界と幅広い分野で活動する方々と、「STI for SDGs」のあり方を討議しました。特に、Society5.0に向けた日本の取組や、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）等の国際協力の拡大と深化によって、地球社会の持続的な発展に貢献できることを確認しました。また、科学技術が、日本外交にとって重要な役割を果たすことを、改めて認識しました。こうして2017年5月に完成した「未来への提言」は、「STI for SDGs」の方向性について四つの具体的アクションを提示しました。未来社会のビジョン提示（Society5.0）、データ活用による課題解決、国やセクターを超えるパートナーシップ、担い手となる人材の育成です。

その後、提言の作成に関わったメンバーと共に、ニューヨークの国連本部で開催された第2回STIフォーラムに出席しました。100か国の行政、大学、企業、NGO等から700人が集まり、2日間の議論を通じて強調されたことは、人材育成、ステークホルダーとの連携、そしてビジネスの参画の重要性など、提言の内容とも重なりました。各国からは、日本がSDGsに向けた取組で先行し、モデルケースを示して欲しいとの期待が寄せられました。

「未来への提言」では、STIには「橋を架ける力」があると述べました。人工知能やロボットなど急速に進展する新技術に対する期待と不安が交錯する今日、技術が伸びゆくままに任せるのではなく、50年後、100年後の人類社会はどうあるべきかという視点でSTIの発展を先導し、人間中心の未来社会への橋渡しをしていく重要性が高まっていることを痛感しました。

STIにより解決すべき課題を見出す手がかりを与えてくれるものがSDGsとも言えます。そして、研究成果が実社会に根を下ろし広がるための「社会実装」を、将来にわたり地球規模で進めていくことでSDGs実現に近づくことができるのです。



第2回国連科学技術イノベーション・マルチステークホルダー・フォーラム（5月15日～16日、米国・ニューヨーク）